

# アクティブ・ラーニングで「立憲主義」の本質をつかむ

▶▶▶ 東京都立高島高等学校 大畑方人

## 1 はじめに

「立憲主義」という言葉が、にわかに世間の注目を集めている。第二次安倍内閣の発足後、憲法改正論議が高まりをみせるようになり、とくに集団的自衛権の行使を容認する閣議決定がなされてからは、「立憲主義」というキーワードが大きく取りあげられるようになった。また、「憲法9条を保持している日本国民」がノーベル平和賞候補になるなど、憲法をめぐる話題は事欠かない。

一方で、憲法改正の国民投票の投票権年齢や選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられることを受け、学校現場では主権者教育の充実が急がれている。しかし、高校生にとって憲法は「かたくて難しいもの」というイメージがあり、敬遠されがちな分野である。そこで、以下では生徒が立憲主義の本質をつかむための手がかりとなるような教材を、いくつか紹介することにした。

## 2 語源や英語を調べてみる

憲法とは何だろう。この素朴な疑問に答えるには、語源に立ち返らせてみるのがよい。『漢字源改訂新版』（学研）によれば、「憲」は「目の上にかぶせて、かってな言動を押さえるわく」を表し、「法」は「池の中の島に珍獣をおしこめて、外に出られないようにしたさま」を示す。こうした漢字の成り立ちを紹介したうえで、憲法とは誰をしぼるための「わく」なのかを考えさせたい。

また、英語を調べさせるのもよい。「憲法」という意味の“constitution”は“constitute”の派生語であるが、その原義は「ともに（con-）+組み立てる（stitute）」である。『高等学校 新現代社会』（以下、教科書）p.54に「国づくりは憲法づくり」と題した導入部分があるが、憲法とはまさに、新たな国をつくる際に、人々が主権者として「ともに組み立てたもの」なのである。

## 3 憲法をつくってみる

立憲主義の意義を理解させるには、生徒自身に憲法の条文を考えさせるのが有効だ。筆者の授業では「プヴォール王」というオリジナルの物語を使って、グループワークを行わせている。物語のあらまきは、次のようなものである。

オセアン国では世襲制の国王が絶大な権力をにぎっていました。プヴォール王は、「①物を盗んではならない。②暴力をふるってはならない。③国王が任命した親衛隊が違反者を取り締まる。④もめ事が起こった場合は、どちらが悪いのか国王が判断する。⑤国民は収入の10%を税金として納める。⑥必要な公共施設は国王が判断し、国民につくらせる」などの法律を自ら定め、国民もその政治にしたがっていました。

ある年、プヴォール王はスポーツに精通したラルクという男を補佐官にしました。国王は、ラルクの進言にしたがって、巨大スタジアムの建設にのりだしました。そのころ、オセアン国は不況に苦しんでいましたが、国王はスタジアム建設の費用をまかなうために、税率を50%に引き上げました。

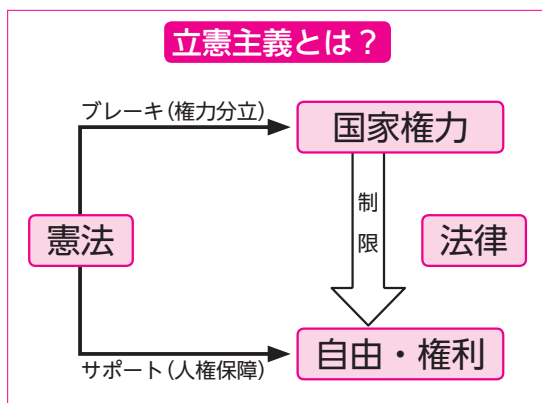
これに対して国民の不満が爆発し、宮殿前では連日のように大規模なデモが繰り広げられました。腹を立てたプヴォール王は、「国民は国王を批判してはならない」という新たな条文を制定し、取り締まりを強化しました。たまりかねた国民は、国王の権力をしぼるためのルールを、自分たちの手でつくる必要があると考えるようになりました。

授業の流れとしては、まず上のような物語を読ませたうえで、問題だと思える点をグループで話し合わせる。次に、問題点を解決するにはどのようなルールが必要なのかを考えさせ、それを「オセアン国憲法」として模造紙に書かせる。最後に、その内容をグループごとに発表させる。

こうしたグループワークを通じて、生徒は「憲法によって権力をしぼる」という立憲主義の本質を主体的かつ協働的に学ぶことができる。また、このようなグループワークを行かせたうえで「近代市民革命」(教科書p.56)の歴史的背景を学ばせれば、生徒は理解がしやすいだろう。

#### 4 図解してみる

立憲主義の本質を理解しているかどうかを確認するには、生徒に図を用いて説明させるのが効果的である。筆者の授業では、「憲法」「法律」「国家権力」「自由・権利」という四つのキーワードの関係性を、矢じるしを使いながら図示させている。下のような図をつくることができれば、その生徒は憲法第98条や第99条の意義をしっかりと理解しているといえる。



#### 5 口語訳してみる

日本国憲法は、その草案が英語で書かれていたこともあり、直訳調で読みにくい。そこで、生徒に条文の口語訳を書かせてみると、なかなか味のある表現を考えてくれる。

その際に、『日本国憲法を口語訳してみたら』(塚田薫, 長峯信彦 幻冬舎 2013年)を紹介するとよい。例えば、個人の尊重と幸福追求権を定めた憲法第13条は、次のように口語訳される。「俺たち国民は、みんな個人としてちゃんと扱われる価値があるし、すべての人は自分なりの幸せを追い求める権利があるんだ。このためにこそ、政治家はがんばってくれよ。でも国民も権利があるから

とって、横着はすんなよ。お前に権利があるように、人様にも権利があるんだからな」。

方言で訳させる手もある。『日本国憲法 大阪おばちゃん語訳』(谷本真由美 文藝春秋 2014年)では、同条が次のようになる。「どなたはんも、個人として生きていかはることを大切にしまっせ。いのちに自由、ほんで幸せを追い求めていく権利は、他人さんにご迷惑をおかけせへん限り、法律つくるときにも、政治をする上でも、もっとも大切にしていきまっせ」。

生徒が笑顔になること請け合いである。

#### 6 名曲を聴いてみる

憲法第97条に記されているように、憲法が保障する人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であり、「過去幾多の試練」にたえてきたものである。イエーリングの言葉を借りれば、かつて『権利のための闘争』があったからこそ、今日の自由があるのだ。裏を返せば、私たちが自由や権利を「不断の努力」(第12条)で守らなければ、それらはたちどころに攻撃を受ける。

このことを生徒にかみしめさせるために、筆者の授業では、尾崎豊の『僕が僕であるために』を生徒に聴かせている(ミスチルやmiwaによるカバー曲を使うのもいいだろう)。



#### 7 おわりに

立憲主義の本質は、人権を守るために、憲法によって権力をしぼることにほかならない。では、人権とは何か。英語で言えば“human rights”, つまり「人間として正しいこと」である。しかし、その「正しいこと」でさえも、私たちの絶えまない努力で守っていかなければ、権力者によって簡単に骨抜きにされてしまう。だからこそ、私は生徒に言いたい。「権利のためにたたかう勇気をもて」と――。